

建設業法施行令の一部改正に伴う関係規程の改正について

■改正事項

このたび建設業法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年1月1日から、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等が変更となりました。これに伴い次の規程を改正しております。

(1) 「監理技術者等の取扱いについて」

該当箇所の金額要件を変更しております。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kanri.pdf>

(2) 「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」

現場代理人の兼任の対象となる工事の金額要件を変更しております。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kennin.pdf>

(3) 「札幌市工事等共同企業体取扱要綱」

第7条及び第14条を一部変更しております。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kyoudou03.pdf>

■適用年月日

令和5年1月1日から適用します。

※建設業法施行令改正内容（上記規程に関連するもののみ）

	改正前	改正後
監理技術者の配置が必要となる下請代金額	4,000万円 (建築一式は 6,000万円)	4,500万円 (建築一式は 7,000万円)
主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額	3,500万円 (建築一式は 7,000万円)	4,000万円 (建築一式は 8,000万円)